

第一章 名称及び所在地

第1条 本連盟は「春日井市軟式野球連盟学童部」と称する。

第2条 本連盟の本部は学童部長宅に置く。

第二章 目的と事業

第3条 本連盟は学童の健全な育成と相互の親睦及び交流を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 学童軟式野球の普及と発展のための活動
- (2) 学童軟式野球大会及びスポーツ大会の開催及び後援
- (3) 各種大会への代表チームの派遣
- (4) スポーツ少年団他、各種団体のスポーツイベントへの参画

第三章 組織及び役員

第5条 本連盟の会員は、春日井市内に所在する学童軟式野球チーム（以下「チーム」と言う）で、
第6条及び第四章に基づき連盟に加盟し登録された代表者、指導者、選手、及び本連盟の
理事会において承認された者とする。

2 本連盟の役員（以下「役員」という）は、第五章及び付図1により組織する。

第6条 本連盟に加盟するチームは以下の各号を満たしたチームとする。

- (1) チームは営利を目的としない団体で、指導者及び育成会または父母会が4名以上で組織され、
代表者、指導者、選手及び選手の保護者が明確なこと。
- (2) 連盟の目的に賛同し、規約の遵守に同意すること。
- (3) チームの主たる活動拠点となる小学校区（以下「地元小学校区」という）に既存の加盟
チームが存在しないこと。また、同じ中学校区に加盟チームが存在する場合は、既存の
加盟チームの承諾を得ることとし、加盟チームの活動拠点となる小・中学校区は別表1の
通りとする。

第四章 連盟への加盟及び脱退と選手・指導者の登録

第7条 連盟に加盟しようとするチームは、第6条第1項の各号を満たしたうえで、学童部長に加盟届（様式1）を提出する。

2 連盟を脱退しようとするチームは、脱退理由を明確にした脱退届（様式2）を学童部長に提出しなければならない。

3 加盟及び脱退届を受理した学童部長は、ただちに理事会を開催し、届出書について審議する。なお、脱退の承認は理事会で決定し、加盟の可否は総会で決定する。

第8条 加盟チームは、次の定めに従い選手登録（様式3）、指導者登録（様式4）を行う。

（1）毎年度定められた期日（通常総会まで）に全ての選手及び指導者の登録をしなければならない。（様式3・4）本登録において、新規に加入する選手を登録（以下「追加登録」という）する場合は、あらかじめ追加登録（様式5）を済ませた後でなければならない。

（2）選手登録に際しては、地域密着・共存共栄の精神を基本として、別表に定める本拠地小学校の選手は地元チームへの加入を原則とする。これに反して、登録しようとする場合は、地元チームの承諾を得て学童部長に届出をしなければならない。（様式5）
なお、スカウト的行為は、厳禁とする。

（3）原則として当学童部内での移籍は認められない。但し、転居等の理由により両チームの代表者が了承し、次大会の監督会議までに移籍届（様式6）を学童部長が承認した場合は、移籍元チームの選手名簿からの抹消及び移籍先チームへの追加登録を行うことができる。

（3）大会申し込み締め切り日までに追加登録された選手は、それ以降の大会に出場できる。また、教育リーグについては、追加登録の翌日より出場できる。

第9条 会員は次の事項に該当するときは、第29条の賞罰委員会に諮り、その資格を喪失することがある。

（1）連盟の規約に違反したとき。

（2）反社会的な行為により、不適格と認められたとき。

第五章 役員

第10条 本連盟に次の役員を置き、定められた職務を遂行する。

（1）学童部の事業を執行する以下の執行役員を置く。

顧問 若干名 学童部長の諮問に対し助言する

学童部長 1名 本連盟を代表し、統括する

学童副部長 若干名 学童部長を補佐し、必要により代行する

事務局長	1名	第23条の職務を統括する
事務局次長	1名	事務局長を補佐し、必要により代行する。
事務局補佐	若干名	事務局の事務を担当する
運営部長	1名	第24条の職務を統括する
運営副部長	若干名	運営部長を補佐し、必要により代行する。
審判部長	1名	第25条の職務を統括する
審判副部長	若干名	審判部長を補佐し、必要により代行する。
会計	1名	第17条に基づき本連盟の収支を管理する
監事	1名	第18条に基づき会計を監査する
審判員	加盟チーム各1名	以上 第26条の職務を遂行する
関連団体派遣役員	若干名	学童部を代表して関連団体の事業を行う。

なお、役員は他の役員と兼務できる。

(2) 理事

登録チームの代表者（代行も可）及び以下の執行役員で構成する。

学童部長、学童副部長、事務局長、事務局次長、運営部長、審判部長

(3) 紛争や違法行為並びに顕著な功績に対し裁定する賞罰委員会の役員を置く。

賞罰委員会の役員は、執行部長会メンバーとし、学童部長が委員長を務める。

第11条 役員は、次の通り、本連盟の会員の中から理事会が推薦、委嘱により決定し、総会が承認する。

(1) 顧問は、理事会が推薦し、学童部長が委嘱する。

(2) 学童部長は、理事会にて理事の中から決定しその他の役員は、理事会の推薦もしくは新たに選出された学童部長の推薦により、本人及び所属チームの代表者の同意を得て決定する

第12条 役員の任期は2ヵ年とし、その再任は妨げない。但し、任期中であっても本人が申し出て理事会が承認した場合は、退任することができる。

第六章 会議

第13条 本連盟の会議は、総会（第14条）、執行部長会（第15条）、理事会（第16条）、及び賞罰委員会（第29条）とする。

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とし、次のように開催する。

(1) 通常総会は、毎年度終了後2ヵ月以内に学童部長の招集により開催し、以下を審議し、

承認を得る。

- ア 事業報告と事業計画
- イ 役員の改選
- ウ 規約の改正
- エ 収支決算報告と収支予算計画
- オ 新規加盟チームの承認

- (2) 総会は、第10条に定める役員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- (3) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第15条 執行部長会は、必要な時期に学童部長が、以下の執行役員を招集し、緊急に決定すべき事項の決定、理事会への諮問事項を審議する。

メンバーは、学童部長、学童副部長、事務局長、事務局次長、運営部長、審判部長とする。

- (1) 事業計画の企画及び実施結果の確認
- (2) 決算及び予算案
- (3) 役員の改選
- (4) 事業計画の変更並びに補正予算
- (5) 規約及び大会規定の改廃
- (6) その他事業運営上の課題並びに提案事項

第16条 理事会は、総会前の事前の開催以外に、随時、学童部長が招集し議長を務め、執行部長会から発議諮問された重要事項を審議決定する。理事会は理事の過半数の出席により開催し、出席理事の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は、学童部長がこれを決定する。

- (1) 事業計画の企画決定及び実施結果の確認
- (2) 決算及び予算案の審議決定
- (3) 役員の改選の審議
- (4) 事業計画の変更並びに補正予算の審議決定
- (5) 規約及び大会規定の改廃の審議決定
- (6) その他事業運営上の課題並びに提案事項の審議決定
- (7) 賞罰委員会より諮問された事案の審議決定

第七章 会計及び会計監査

第17条 会計は、本連盟の予算の適正な出納管理を行う。なお、経費は下記の各会費及び協賛金、

助成金、寄付金、受託事業及びその他の収入を以てこれにあてる。

- (1) 入会費 2,000円
- (2) 年間登録費 10,000円／チーム 200円／人(3年生以上)
なお、選手追加登録時に 200円／人 事務局・会計に支払いのこと
- (3) 大会参加費 6,000円
但し、派遣大会のある大会は 7,000円とする
- (4) 特別の事業に際しては、臨時会費を徴収することがある。
- (5) 上記の納入時期は以下の通りとする。
 - ア 入会費は本連盟に加盟したとき
 - イ 年間登録費は年度初めの登録更新時
 - ウ 大会参加費は監督会議時
- (6) 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返却しない。

第18条 監事は、会計年度の終わりに会計処理が適正に行われているか否かについて、関係帳簿及び現金並びに預金額を確認し、結果を学童部長に報告する。

第19条 本連盟の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

第20条 会計年度の終わりに余剰金がある時は、翌年度に繰り越す。

第21条 学童部長は、監事が実施する毎会計年度の収支決算書及び証書の監査に対し、総会の承認の決議を経なければならない。また、次年度の歳入歳出予算案を編成し、総会の議決を経なければならない。

第八章 局・部

第22条 本連盟の事業を執行するために、次の局・部を置く。

- (1) 事務局
- (2) 運営部
- (3) 審判部

第23条 事務局は事務局長が統括し、以下の職務を遂行する。

- (1) 理事会、総会等の会議議事録の作成と記録の保管
- (2) 関係部門への通知業務
- (3) 開会式、閉会式の準備と進行

- (4) 総会資料のとりまとめ
- (5) その他、事務処理全般
- (6) 大会会場の手配決定

第24条 運営部は、審判部と連携し、運営部長が統括して、役員 の 動員を依頼し、以下の職務を遂行する。

- (1) 監督会議の開催
- (2) 各種大会の日程調整と連絡
- (3) 試合時のグラウンド状況の確認及び開催可否の決定
- (4) 球場の設営と整備
- (5) 試合に必要な野球用具の搬出入と管理
- (6) 大会本部として時間、投球数や大会記録の管理
- (7) 試合結果の関係部門への連絡
- (8) その他、事業の企画運営

第25条 審判部は審判部長が審判員を指揮し、以下の職務を遂行する。

- (1) 審判員の技量確認と認定
- (2) 野球規則に基づく試合の主宰
- (3) 審判技量向上を目的とした審判講習会の開催
 - ア 上部団体が主催する審判講習会への審判員の派遣
 - イ チーム審判のための審判講習会の開催
 - ウ トラブルへの適切な対応と野球ルール正しい普及
- (4) 審判員の出欠管理と配置

第九章 審判員

第26条 審判員は、審判部長の指示に従い、以下の職務を遂行する。

- (1) 本連盟の主催、共催及び後援する大会の審判
- (2) 前号に記載する大会のグラウンド設営
- (3) チーム審判員育成のための審判指導
- (4) 審判スキルの向上

第十章 大会

第27条 大会は事業計画に基づき、大会規定及び学童部内規により運営する。

第28条 本連盟が主催する大会に出場できるのは原則として加盟チームごとに1チームとするが、当該学年の選手が16名以上の場合は2チームが出場できる。この場合、2つのチームとも当該学年の選手が、5人以上を占めた選手名簿を監督会議に全チーム全役員宛に提出しなければならない。合同チームでの、参加を認める。参加チームは、加盟チーム単体で、1チーム成立しない場合、複数加盟チームにて合同チームとする。参加大会は、派遣大会につながらない市内トーナメント大会に限る。選手名簿を監督会議に全チーム全役員宛に提出しなければならない。

第十一章 賞罰委員会

第29条 本連盟は、必要に応じて執行部長会の役員を委員とする賞罰委員会を開催し、以下の事案について審議し、結果を理事会に諮り決定する。

但し緊急の場合は、対応後、理事会へ結果を事後報告する。

- (1) 本連盟内における紛争の裁定と処罰
- (2) 本連盟の規約及び規定に対する不正の処罰
- (3) 本連盟の体面を著しく毀損したり、本連盟の目的に背信する行為が認められた場合の処罰
- (4) 本連盟の役員及び会員に脅威を与える言動に対する処罰
- (5) 本連盟のための顕著な功績や称賛される行為に対する表彰

第30条 賞罰委員会の処罰は次の通りとし、加盟チーム及び個人に対して行う。

- (1) 戒告
- (2) 出場停止
- (3) 除名

第十二章 福利厚生

第31条 本連盟の役員及び関係者が、ご不幸や傷病にみまわれた場合は、見舞い弔慰の支出を執行部長会で決し、支出を行うことがある。

第十三章 附則

第32条 本規約の施行について必要な事項の細目は理事会で決定する。

第33条 本規約は令和6年2月25日より施行される。

【改正履歴】

版番号	改正日	改正理由
改正1	S62.3.8	
改正2	H05.2.11	
改正3	H07.2.19	
改正4	H08.2.18	
改正5	H11.2.28	
改正6	H12.2.27	
改正7	H18.2.26	
改正8	H20.2.17	
改正9	H21.2.22	
改正10	H26.2.16	
改正11	H27.2.21	
改正12	H29.2.26	
改正13	H30.2.25	
改正14	H31.2.24	
改正15	R2.2.16	
改正16	R3.2.28	
改正17	R4.2.27	
改正18	R5.2.26	
改正19	R6.2.25	
1.	第24条修正	運営部職務の担当者の明文化
2.	第33条改正	本年への変更